



農村環境の未来を考える

中山間地域等直接支払交付金を活用しよう



農業を頑張っているけど、みんな高齢になってしまったなあ。



農作業は大変だし、事務も大変。もっと、楽にならないかしら。

ご存じですか？

中山間地域等直接支払交付金 がありますよ！



中山間地域等直接支払交付金は、農業の生産条件が不利な地域における農業生産活動を継続するため、さまざまな活動を支援しています。

取り組みやすくなりました😊



第5期対策より制度を見直しました！



連帯責任の廃止

農業生産活動等の継続ができなくなった場合における遡及返還の対象農用地が、**協定農用地全体から当該農用地に変更**
農業者の病気・高齢や自然災害などやむを得ない事由がある場合は、交付金返還義務が免除されます。



体制整備の変更

体制整備単価(10割単価)の要件について、今までのA要件、B要件、C要件が廃止され、**集落戦略の作成に一本化**
「集落戦略」は、協定農用地の将来像、集落の課題、対策について協定参加者で話し合いを行いながら作成します。



加算措置の拡充

農業生産活動等のより前向きな活動を支援するため、**加算措置を拡充**
第5期対策の加算措置には「集落協定広域化加算」「集落機能強化加算」「生産性向上加算」「棚田地域振興活動加算」「超急傾斜農地保管理加算」などがあります。

集落協定広域化加算ってどんな時に使えるの？



今の集落では、事務作業の担い手がなくて困っている。誰か事務をしてくれる人がいないかなあ。

ステップ1

他の集落との連携について話し合しましょう



- ・既存の他集落と連携する
- ・未実施集落と連携する



ステップ2

連携を考える集落間で話し合しましょう



- ・土地改良区や法人に事務を委託する
- ・広域化した集落でマネジメントする人材を確保する

ステップ3

主導的な人材を確保した上で広域化した協定を作成し、市町へ提出します



ステップ4

当該年度3,000円/10aの加算額が交付されます

※上限額：1協定につき200万円/年度

☞ 更に前向きな取り組みを行う場合

ステップ5

広域化後の協定で達成する目標を定めます

STEP UP ↑



ステップ6

設定した取組期間で3,000円/10aの加算額が交付されます

※上限額：1協定につき200万円/年度

ポイント!
数値目標を定める



- ・ドローンによる共同防除を実施
- ・共同利用機械の購入
- ・機械利用の共同化を実施
- ・担い手の集積面積を拡大
- ・農産物の加工・販売



ステップ7

新しく広域化した協定で、集落の課題を解決するための取組を実施します

集落機能強化加算ってどんな時に使えるの？



高齢者の見回りや買い物支援などは、集落に必要と思うけど、どうすればいいのかしら。

ステップ1

集落の課題を解決するため、どのような取組が必要か話し合みましょう



- ・高齢者の一人暮らしが増えていて心配
- ・営農ボランティアを受け入れたい
- ・集落に買い物や外食できる施設がない
- ・地域自治機能の強化を行いたい
- ・農業の担い手がいない

ステップ2

集落機能強化加算の要件である目標を定めます

ポイント!
数値目標を定める



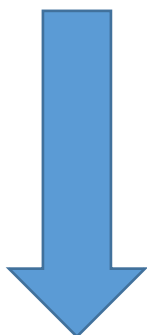
- ・コミュニティサロンの開設
- ・営農ボランティアを増員
- ・他団体と買い物支援体制を構築
- ・他団体と連携し、組織数を増加
- ・新規就農者を確保



ステップ3

設定した取組期間で3,000円/10aの加算額が交付されます

※上限額：1協定につき200万円/年度



- ・コミュニティサロンの運営
- ・営農ボランティアの受入
- ・移動販売車、コミュニティバスの導入
- ・高齢者見回りサービスを開始
- ・新規就農者の移住環境の整備



ステップ4

集落機能を強化する取組を実施します

生産性向上加算ってどんな時に使えるの？



農作業の省力化に取り組みたいけど、スマート農機などは高額だから買えないなあ。

ステップ1

集落の課題を解決するため、どのような取組が必要か話し合しましょう



- ・高齢者が多くなり、除草作業が重労働
- ・防除作業に労力がかかる
- ・集落の農産物をブランド化したい
- ・水稲だけでは所得が少ない

ステップ2

生産性向上加算の要件である目標を定めます

ポイント!
数値目標を定める



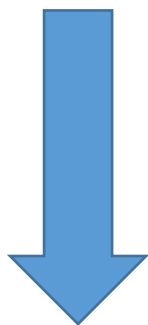
- ・自走式草刈機を購入し、労働時間を短縮
- ・ドローンを購入し、共同防除面積を拡大
- ・ブランド米や加工品の生産量、販売量を増加
- ・高収益作物の栽培面積を拡充



ステップ3

設定した取組期間で3,000円/10aの加算額が交付されます

※上限額：1協定につき200万円/年度



- ・自走式草刈機で除草作業を省力化
- ・ドローンによる共同防除を実施
- ・加工品の開発・販売
- ・高収益作物を栽培



ステップ4

生産性向上を図る取組を実施します

他に「棚田地域振興活動加算」、「超急傾斜農地保全管理加算」などの加算措置もあります。第5期対策は、より取り組みやすい制度に見直しされておりますので、ぜひご活用ください。詳しくは、最寄りの市役所等へお問い合わせください。